

J P U C 適正買取店

認定制度申請要領

2019（令和元）年9月13日

一般社団法人 日本自動車購入協会



JPUC 適正買取店

目 次

J P U C 適正買取店について

1. 本制度の目的	1
2. J P U C 適正買取店申請要件	2
3. J P U C 適正買取店認定制度 適正買取店申請のポイント	4
4. 申請から認定までの流れ	9
5. J P U C 適正買取店ツール	11
6. 認定継続審査	12
7. J P U C 適正買取店 Q & A	13
8. J P U C 適正買取店認定制度要綱	14

資 料

■ 誓約書兼申請書【様式第1号その1】	20
■ 買取店確認書【様式第1号その2】	22
■ 届出内容変更報告書【様式第2号】	24
■ 継続審査手続申請書【様式第3号】	26
■ 本部担当者選任・変更届出書	28
■ 適正買取店認定制度 料金一覧表	30

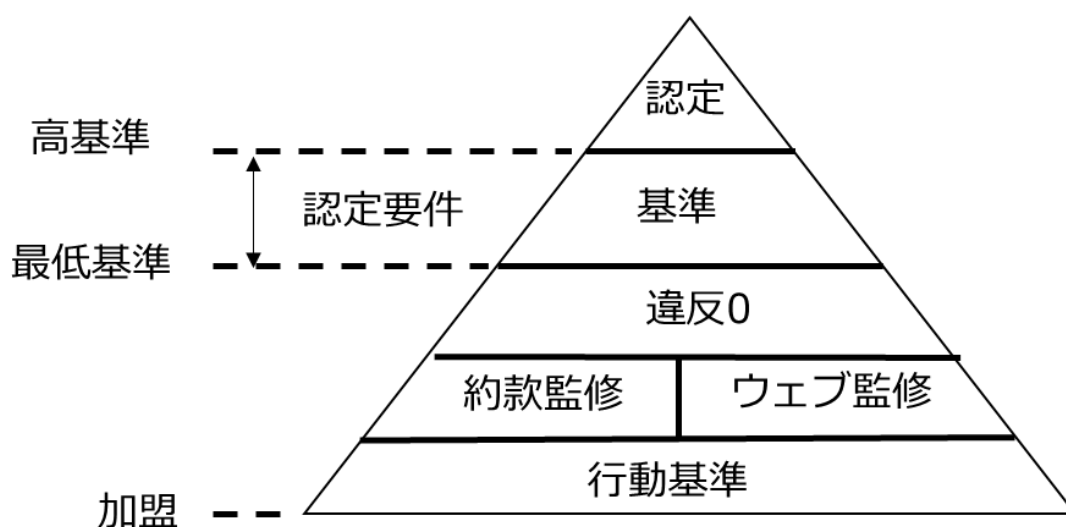
1. 本制度の目的

一般社団法人 日本自動車購入協会（以下 JPUC）は、自動車買取業界の健全化を進め、「一般消費者への安全・安心なサービスの提供」という理念をもとに顧客への不当な勧誘を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択、および一般消費者が安心かつ安全に契約できる環境を提供する「JPUC 適正買取店認定制度」をスタートしました。

JPUC 適正買取店認定制度とは、中古車買取事業者が本来備えているべき基準（2 ページの 10 項目）をみたし、JPUC が実施する適正買取店研修の修了者が店舗に 1 名以上在籍している買取事業者を認定する仕組みです。一般消費者に対して安心・信頼のお店選びの目印とするものです。

買取事業者においては、JPUC 適正買取事業者として認定されていることを一般消費者の皆様へアピールしていただくとともに、『JPUC 適正買取店としての自覚と従業員の自己啓発』をしていただければと存じます。

【認定に向けたイメージ図】



※事業者（運営するフランチャイズ事業者を含む）とは、一つの法人もしくは個人事業主単位を指します。

※買取店とは、古物営業法で届け出ている営業所を指します。

2. JPUC適正買取店申請要件（認定制度要綱：第5条1項）

	申請要件	提出書類	注意事項
1	すべての自動車買取を行う買取店が申請要件をみたし、事業者（会社）単位で誓約すること。	様式第1号 その1、2	申請時に提出する書類にて確認する。 （誓約書兼申請書と買取店確認書等）
2	申請日から過去3年以内に、当協会からの警告以上の措置、または買取行為に関して消費者庁等からそれに準ずる措置を受けていないこと。ただし、行動基準「3. 不適切な勧誘行為の禁止（5）」に関しては、文書注意以上の措置がないこと。	様式第1号 その1	申請書が誓約書を兼ねた様式となっているため、申請することで誓約するとともに、JPUCでも消費者庁等からの通達等により確認する。
3	すべての買取店に当協会が実施する適正買取店研修の修了者が1名以上在籍していること。	様式第1号 その2	適正買取店研修の受講状況を確認する。
4	すべての買取店の古物管理者が、申請日から遡り過去1年以内に実施された古物管理者講習会を受講していること。ただし、適正買取店研修修了者は受講したものとす。	様式第1号 その2	適正買取店認定後も、すべての買取店の古物管理者が継続して受講することが必要であり、受講状況を確認する。
5	使用している買取契約書が、当協会の監修を受けているか、当協会のモデル約款を採用していること。	様式第1号 その1	申請時には、使用している買取契約書原本を添付の上、申請する。
6	※行動基準を遵守すること、および消費者トラブルが起きた際には当協会の指導を受けることについて、誓約をすること。	様式第1号 その1	申請書が誓約書を兼ねた様式となっているため、申請することで指導を受けることを誓約する。
7	事業者が運営するサイトに査定依頼の申込機能を有する場合、当協会のウェブサイト監修を受けていること。	様式第1号 その1	サイトに申込機能が無い場合は、監修は不要。
8	当協会のコールセンター「車売却消費者相談室」の電話番号を、事業者が運営するサイト、名刺、約款に記載していること。	様式第1号 その1	申請書が誓約書を兼ねた様式となっているため申請することで誓約する。
9	申請日から過去1年以内に当協会の車売却消費者相談室に入った相談案件に対して、入電から7営業日以内に対応が完了していること。ただし、消費者都合による対応遅延は除外とする。	様式第1号 その1 注) P.28 選任・ 変更届出書	車売却消費者相談室から相談案件に関する問合せがあったときは、本部担当者が店舗責任者に確認し状況を報告する。 注) 申請事業者は本部担当者を選任の上、届出ください。
10	消費者からの1回の申込に対し、1社から1日10回以上、電話による発信を行わないこと。	様式第1号 その1	申請書が誓約書を兼ねた様式となっているため申請することで誓約する。

※行動基準「会員は」を「事業者は」と読みかえる。

J P U C 適正買取店制度認定のための申請要件チェックシート

すべての自動車買取を行う買取店が下記の申請要件を全て満たしていること。

チェック	番号	申請要件
	1	すべての自動車買取を行う買取店が申請要件をみだし、事業者（会社）単位で誓約すること。
	2	申請日から過去3年以内に、当協会からの警告以上の措置、または買取行為に関して消費者庁等からそれに準ずる措置を受けていないこと。ただし、行動基準「3. 不適切な勧誘行為の禁止 (5)」に関しては、文書注意以上の措置がないこと。
	3	すべての買取店に当協会が実施する適正買取店研修の修了者が1名以上在籍していること。
	4	すべての買取店の古物管理者が、申請日から遡り過去1年以内に実施された古物管理者講習会を受講していること。ただし、適正買取店研修修了者は受講したものとする。
	5	使用している買取契約書が、当協会の監修を受けているか、当協会のモデル約款を採用していること。
	6	行動基準を遵守すること、および消費者トラブルが起きた際には当協会の指導を受けることについて、誓約をすること。
	7	事業者が運営するサイトに査定依頼の申込機能を有する場合、当協会のウェブサイト監修を受けていること。
	8	当協会のコールセンター「車売却消費者相談室」の電話番号を、事業者が運営するサイト、名刺、約款に記載していること。
	9	申請日から過去1年以内に当協会の車売却消費者相談室に入った相談案件に対して、入電から7営業日以内に対応が完了していること。ただし、消費者都合による対応遅延は除外とする。
	10	消費者からの1回の申込に対し、1社から1日10回以上、電話による発信を行わないこと。

◆すべてチェックが入ると認定の申請ができます！

認定の申請手続きについては、「4. 申請から認定までの流れ (P.9)」をご覧ください。

3. JPUC適正買取店認定制度 適正買取店申請のポイント

- 申請窓口は、日本自動車購入協会・事務局となり事業者単位で申請することになります。

- 事業者が運営するサイトに査定依頼の申込機能を**有する**場合は、以下の要件をみたしている事業者が申請することができます。(申請要件5, 7)
 - ① JPUC の監修を受けている買取契約書、または、JPUC のモデル約款を採用している
 - ② JPUC の Web サイト監修を受けている上記以外の場合は、申請の前に
 - ① 買取契約書の監修を受けるか、または、JPUC のモデル約款を採用する
 - ② JPUC の Web サイト監修を受ける必要があります。

- 事業者が運営するサイトに査定依頼の申込機能が**無い**場合は、以下の要件をみたしている事業者が申請することができます。(申請要件5)
 - ① JPUC の監修を受けている買取契約書、または、JPUC のモデル約款を採用している上記以外の場合は、申請の前に、買取契約書の監修を受けるか、または、JPUC のモデル約款を採用する必要があります。

- ・サイトに査定依頼の**申込機能を新設**した場合は、新設から2ヶ月以内に、JPUC の Web サイト監修を受ける必要があります。

尚、監修を受ける前でも、JPUC 適正買取店研修の受講は可能です。前もって受講することをお勧めいたします。

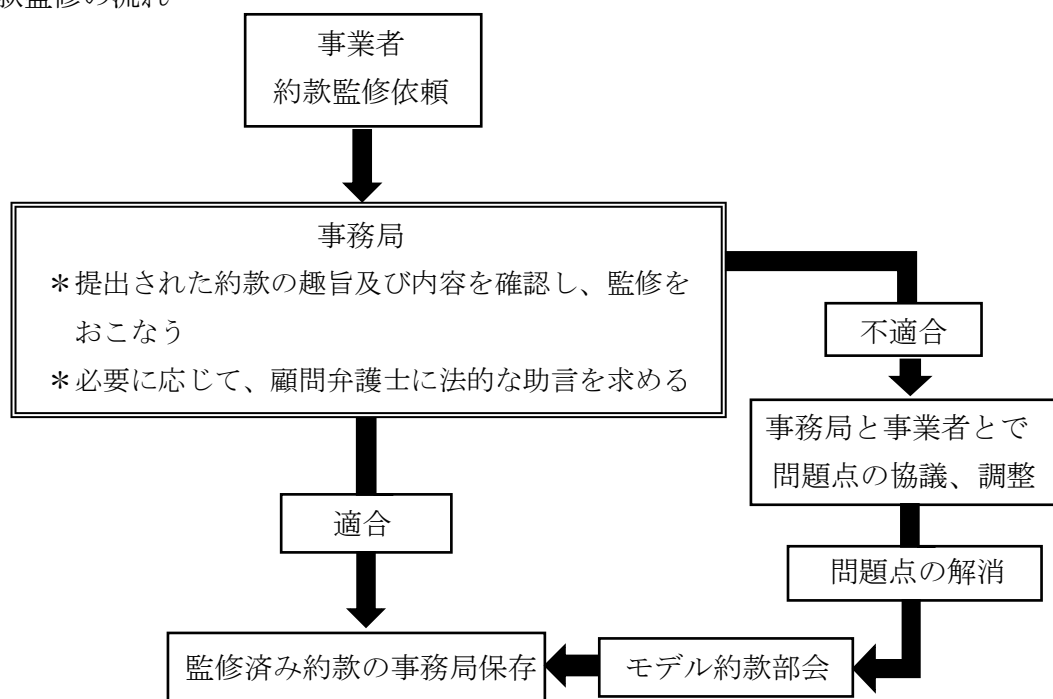
●約款監修（申請要件5）

JPUCは、以下の基準に従い、事業者からの申し出のあった約款を監修します。

1. 監修の判断基準

- (1) モデル約款の趣旨及び内容と比較して、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する趣旨及び内容を含む約款であるか否か、モデル約款解説書において、契約書に記載すべきとされている事項が記載されているか否かを審査し、モデル約款と同様に、消費者の権利の保護に配慮した約款であると認められる場合に、適合とします。
- (2) 協会作成の自動車買取契約書を採用する場合は、適合となります。

2. 約款監修の流れ



*事務局において審査をした結果、判断が困難な場合は、モデル約款部会を招集し協議する。

3. 取扱方針

- (1) 約款の監修を求める事業者からは、別途定める額の監修料を徴収する。
- (2) 自動車買取に係るフランチャイズ事業を行う事業者は、そのフランチャイズ加盟企業に対して、監修を受けた約款を用いさせること。
- (3) 約款の監修後、事業者が約款を変更・修正する場合は、再度、監修を受けなければならない。

4. 買取契約書確認のためのチェック項目について

- ・買取契約書が、JPUC の監修を受けているか、JPUC のモデル約款を採用していること
- ・買取契約書については、JPUC 行動基準（第 5 条第 2 項）で定められている下記の事項が記載されていること

買取契約書 JPUC 行動基準等で定められている事項	
No.	項目
①	契約日
②	売主の氏名、住所、職業、勤務先、年齢
③	契約車両のメーカー、車名、車台番号等車両を特定するに足りる事項
④	契約金額
⑤	車両引渡日および必要書類の引渡日
⑥	支払日
⑦	事業者の名称、住所、電話番号、担当者名
⑧	契約の申込の撤回に関する事項
⑨	契約の解除に関する定めがあるときにはその内容
⑩	その他特約事項がある場合にはその内容

※JPUC モデル約款および JPUC 行動基準と異なっている場合、実質的に反する場合、監修は認められません。

また、その他消費者契約法で無効とされる条項が含まれている場合にも、監修は認められません。

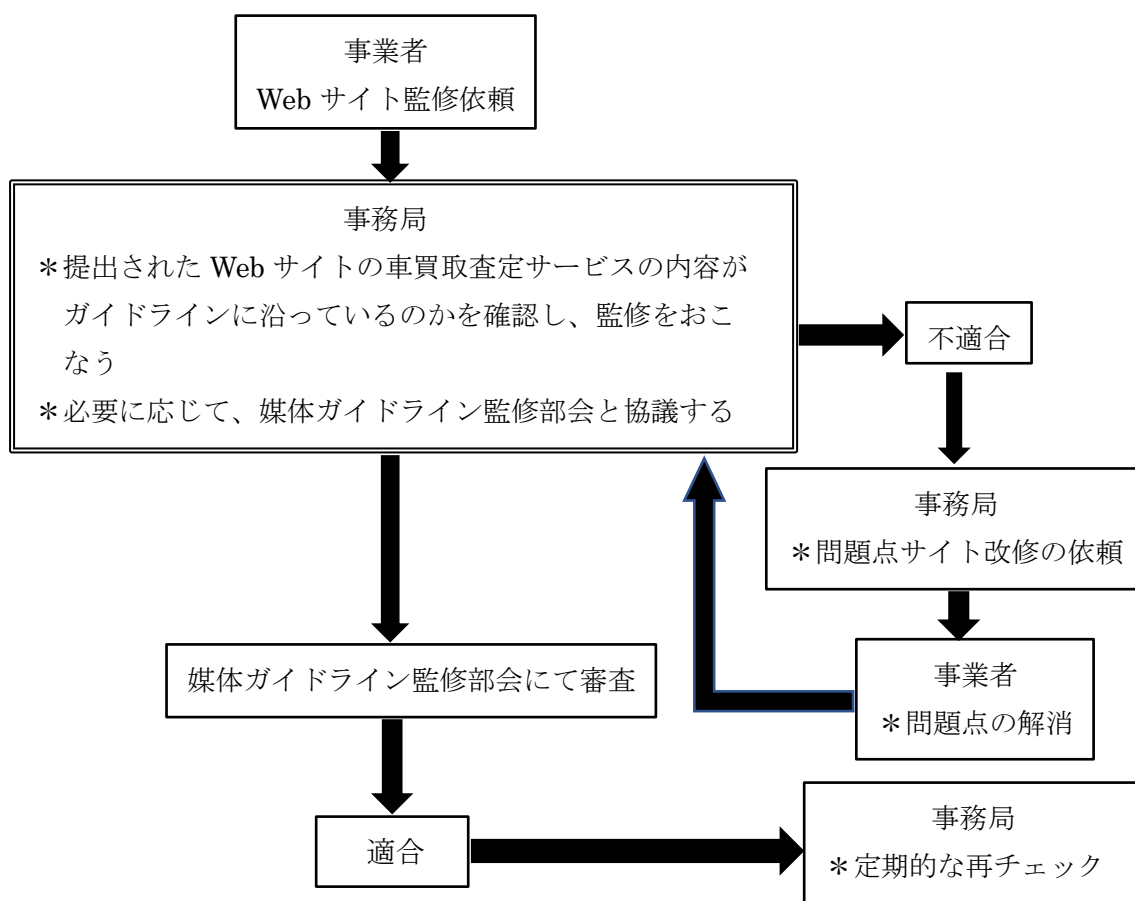
●Webサイト監修（申請要件7）

JPUC は、以下の基準に従い、事業者からの申し出のあった Web サイトを監修します。

1. Web 広告表現に関わるガイドライン監修判断基準

一般消費者が車買取査定をインターネット上で申し込む際に、誤解を生むような表記・表現が行われないよう広告表現に関わる「買取事業者による査定サービスにおける消費者トラブル防止措置に関するガイドライン」に沿った Web サイトの監修を行います。

2. Web サイト監修の流れ



3. 取扱方針

- (1) Web サイト監修を求める非会員事業者からは、別途定める額の監修料を徴収する。
- (2) Web サイト監修後に車買取査定サービス内容の変更や改修が生じた場合は、ガイドラインに沿った表現、表記であるかの確認を、事務局に報告し再チェックを受けなければならない。

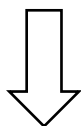
4. 車買取査定サービス運営のチェック項目について

買取事業者はサービスの内容を適切に消費者が理解し、自主的且つ合理的な判断ができるようなサイト運営を行うことが重要です。

	Web サイト監修のためのチェック項目
①	誤認の無いサービス内容の明示
②	誇大・虚偽広告の禁止
③	アフィリエイトに対する措置
④	買取事業者からの連絡手段の表示
⑤	電話番号記入欄
⑥	申し込み操作前の最終確認画面設置
⑦	申し込み完了ボタンの明示
⑧	キャンセル・苦情窓口の明示
⑨	チェック体制の整備

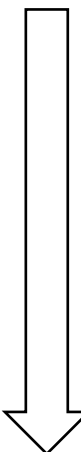
4. 申請から認定までの流れ

① 申請の確認をします。



すべての要件をみたしているかチェックシート（P.3）にて確認してください。
申請要件をみたしていない場合は、申請することはできません。

② 必要書類を記入後、JPUC 事務局へ提出します。

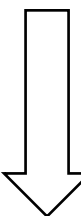


- ・ 誓約書兼申請書【様式第1号その1】（P.20 参照）
- ・ 買取店確認書【様式第1号その2】（P.22 参照）
- ・ 本部担当者選任・変更届出書（P.28 参照）
- ・ 要件をみたした買取契約書
- ・ 適正買取店研修修了証の写し

※複数の買取店がある場合は、買取店ごとに認定申請（買取店確認書【様式第1号その2】）が必要となります。

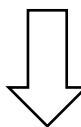
※書類の提出については（P.10）「※準備および提出にあたっての書類提出先について」をご参照ください。

③ 提出された必要書類について不備がないか、申請要件（1 から 10）をすべてみたしているか JPUC 事務局にて確認をします。ここで不備や修正が必要となった場合は、書類は返送されます。



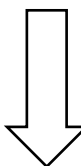
例：書類に不備または修正が必要な場合
貴社（本社） ⇔ JPUC 事務局

④ 申請が受理され、倫理審査委員会にてすべて申請要件をみたしていることを審査した後、JPUC 事務局より認定証が交付されます。



※申請から認定まで、概ね2ヶ月要します。

⑤ JPUC 適正買取店としての活動を開始できます。



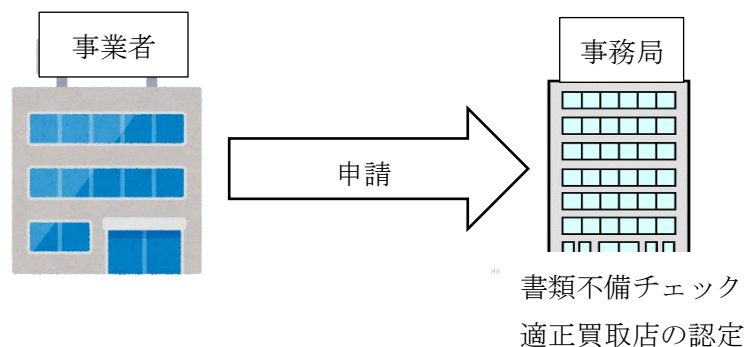
適正買取店認定ロゴマークを利用していただき、JPUC 適正買取店として活動していただけます。

※詳しくは、「5. JPUC 適正買取店ツール（P.11）」をご覧ください。

※準備および提出にあたっての書類提出先について

イ. 買取店が1つの場合

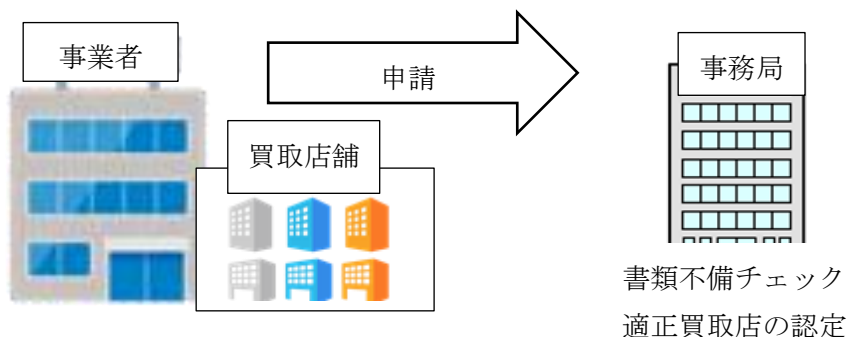
必要書類……………①誓約書兼申請書 ②買取店確認書
③本部担当者選任・変更届出書 ④要件をみたした買取契約書
⑤適正買取店研修修了証の写し
書類提出先……日本自動車購入協会（JPUC 事務局）



ロ. 複数の買取店がある場合

必要書類……………①誓約書兼申請書 ②買取店確認書×買取店の数
③本部担当者選任・変更届出書 ④要件をみたした買取契約書
⑤適正買取店研修修了証の写し×買取店（届出管理者）の数
書類提出先……日本自動車購入協会（JPUC 事務局）

【例：買取店が6店舗の場合】



5. JPUC適正買取店ツール

JPUCにて適正買取店として認定されると、「JPUC 適正買取店」の称号および、下記の認定ツールを使用することができます。

●JPUC 適正買取店認定ロゴマーク

認定を受けるとJPUC事務局よりロゴマークのデータをお送りします。

- ① 自社のホームページに掲載することができます。
- ② 約款、名刺、チラシにご使用いただけます。

※上記①、②以外に、ご使用希望がある場合には、JPUC事務局にお問い合わせください。事務局で判断させていただきます。

【ロゴマーク】



●JPUC 買取店認定のぼり、ステッカー

JPUC事務局にお問い合わせください。

【のぼり】



【ステッカー】



6. 認定継続審査

●認定の有効期間

JPUC 適正買取店の認定を継続するには、2年ごとに認定継続審査を受ける必要があります。認定の有効期間は、認定日の属する月の2年後の月末までです（要綱第6条5項）。

例：2019年10月10日に認定を受けた場合、
有効期限：2021年10月31日まで

●継続審査手続

期間満了90日前から30日前までの期間に、当協会に継続審査手続申請書【様式第3号】、必要に応じて届出内容変更報告書【様式第2号】を提出してください（要綱第8条2項）。

継続手続き時の費用として、

- ① 情報管理費用（2年ごと）
 - ・JPUC 会員事業者は、11,000 円
 - ・非会員事業者は、22,000 円
 - ② eラーニング費用（2年ごと）
 - ・JPUC 会員事業者は、3,300 円／1人
 - ・非会員事業者は、6,600 円／1人
- が必要です。

●継続教育

JPUC 適正買取店は、当協会が認める専門性の向上および職業倫理行動の定着を目的とした継続教育研修等を受けるよう努めなければなりません（要綱第10条）。

※ 開催される研修は積極的に受講してください。

7. JPUC適正買取店 Q&A

Q 1. 申請から認定までの期間はどのくらいかかりますか。

A 1. 申請要件をすべてみたしていれば、JPUC 事務局へ申請書類が届いてから倫理審査委員会で審査後、『JPUC 適正買取店認定証』が交付されます。申請から認定まで、概ね2ヶ月要します。

Q 2. 適正買取店研修受講時に必要な費用はいくらですか。

A 2. 費用は、「適正買取店認定制度 料金一覧表」(P.30)でご確認ください。

Q 3. 研修受講者が少人数(10名未満)の場合の開催はどうなりますか。

A 3. 受講者が10名未満の場合には、原則、他の事業者との合同研修となります。事務局にお問い合わせ下さい。

Q 4. 約款監修費用、申請時・継続時の費用はいくらですか。

A 4. 費用は、「適正買取店認定制度 料金一覧表」(P.30)でご確認ください。

Q 5. JPUC 適正買取店ロゴマークを使用してPRをしたいのですが、どうしたらよいですか。

A 5. 適正買取店の認定を受けるとJPUC 事務局よりロゴマークのデータをお送りします。ロゴマークは、自社ホームページに掲載することができます。また、約款・名刺・チラシにもご使用いただけます。

Q 6. 適正買取店研修修了者(店舗管理責任者)が異動または退職した場合はどうしたらよいですか。

A 6. 申請内容に変更が生じた場合、2ヶ月以内に申請内容の変更届出(届出内容変更報告書【様式第2号】)をJPUC 事務局に申請を行い、6ヶ月以内に要件をすべてみたす状態にしなければなりません。

Q 7. 買取店(新規店舗)が増えた等の場合はどうしたらよいですか。

A 7. 発生から2ヶ月以内に、JPUC 事務局に申請(届出内容変更報告書【様式第2号】)を行い、6ヶ月以内に要件をすべてみたす状態にしなければなりません。

Q 8. 本部担当者の選任はどうすればよいでしょうか。

A 8. 事業者の本部の方でJPUC 適正買取店制度の申請等に関わる本部担当者となります。認定に関わるすべての用件の担当窓口とさせていただきます。(P.28 参照)

8. JPUC適正買取店認定制度要綱

第1章 総則

第1条 本制度の趣旨

一般社団法人日本自動車購入協会（以下「当協会」という）は、自動車買取業界の健全化を進め、一般消費者への安全・安心なサービス提供を実現する目的のもとに、JPUC適正買取店認定制度（以下「本制度」という）を創設し、その健全な発展を図るため、本要綱を制定する。

第2条 当協会の活動

- 1 当協会は、わが国における自動車買取に関する専門知識と本来具備すべき要件を備える事業者に対し、JPUC適正買取店の称号を用いることを可とすることを認定し、かつ当協会が備えるJPUC適正買取店登録簿（以下「登録簿」という）に事業者の名称、買取店名と所在地・連絡方法、その他当協会が登録簿上に登載するのを相当とする事項を登録し、認定証を交付する。
- 2 当協会は、JPUC適正買取店による自動車買取活動の行動準則となるべきJPUC憲章（以下「憲章」という）およびJPUC行動基準（以下「行動基準」という）に則り、適正な承認、JPUC適正買取店に対する継続的教育と監督等を通じて、本制度の信頼性の保持に努める。
- 3 当協会は、登録簿の内容をホームページ上で一般に公開し、消費者等の利用に供する。
- 4 当協会は、消費者の保護と自動車買取業界の健全な発展に寄与する目的のもとに自主的活動として本制度を創設し運用するものであって、すべての消費者および取引関係者に対し、当協会が認定したJPUC適正買取店の事業活動にもとづくクレームについていかなる法的責任も負わない。

第3条 JPUC適正買取店の責務

- 1 JPUC適正買取店は、憲章および行動基準を遵守するとともに、当協会が行う継続教育を忠実に受講し、本制度の趣旨に沿った適正な買取活動に努める。
- 2 JPUC適正買取店は、自己の買取店に在籍する従業員の買取活動が憲章および行動基準に沿ったものであるように努める。
- 3 JPUC適正買取店は、登録簿への登載によりJPUC適正買取店の買取活動についての情報が公開されることを承諾する。

第4条 称号の使用と活動の制限

当協会の認定を得ずに、JPUC 適正買取店の称号およびロゴマーク等の使用、その他 JPUC 適正買取店としての活動をしてはならない。認定を取り消された事業者も同様である。

第 2 章 JPUC 適正買取店申請の認定と認定の取消し等

第 5 条 申請要件

1 JPUC 適正買取店認定の申請をしようとする事業者は、次の要件をみたしていなければならない。

- (1) すべての自動車買取を行う買取店が申請要件をみたし、事業者(会社)単位で誓約すること。
- (2) 申請日から過去 3 年以内に、当協会からの警告以上の措置、または買取行為に関して消費者庁等からそれに準ずる措置を受けていないこと。ただし、行動基準「3. 不適切な勧誘行為の禁止(5)」に関しては、文書注意以上の措置がないこと。
- (3) すべての買取店に当協会が実施する適正買取店研修の修了者が1名以上在籍していること。
- (4) すべての買取店の古物管理者が、申請日から遡り過去 1 年以内に実施された古物管理者講習会を受講していること。ただし、前(3)号、適正買取店研修修了者は、受講したものとす。
- (5) 使用している買取契約書が、当協会の監修を受けているか、当協会のモデル約款を採用していること。
- (6) 行動基準を遵守すること、および消費者トラブルが起きた際には当協会の指導を受けることについて、誓約をすること。
- (7) 事業者が運営するサイトに査定依頼の申込機能を有する場合、当協会のウェブサイト監修を受けていること。
- (8) 当協会のコールセンター「車売却消費者相談室」の電話番号を、事業者が運営するサイト、名刺、約款に記載していること。
- (9) 申請日から過去 1 年以内に当協会の車売却消費者相談室に入った相談案件に対して、入電から 7 営業日以内に対応が完了していること。ただし、消費者都合による対応遅延は除外とする。
- (10) 消費者からの 1 回の申込に対し、1 社から 1 日 10 回以上、電話による発信を行わないこと。

2 次のいずれかに該当する場合は、JPUC 適正買取店となることができない。

- (1) 前項の要件をみたしていない場合。
- (2) その他、自動車買取の公正を保つ見地から、JPUC 適正買取店と認定することが不適切であると当協会が判断した場合。

第6条 申請および認定

- 1 JPUC 適正買取店認定の申請をしようとする事業者は、当協会が定める書類を当協会に提出しなければならない。
- 2 本条1項の申請には、第5条各項の申請要件を具備していると判断するために当協会が定める資料を添付しなければならない。
- 3 当協会は、本条1項の申請書および前項の添付資料が申請要件をみたしていると判断する場合、その申請を受理し認定する。
- 4 当協会は、前項の認定をうけた事業者に対して JPUC 適正買取店認定証を交付する。
- 5 JPUC 適正買取店としての認定有効期間は、第3項の JPUC 適正買取店の認定日から2年後の月の末日とする。

第7条 変更の届出

- 1 JPUC 適正買取店の申請要件、第5条1項3号、4号に変更が生じた際は、2ヶ月以内にその変更内容を自らその旨を当協会が別に定める変更届出書を当協会に提出しなければならない。
- 2 事業者は、本条1項の変更の届出をしたとき、半年以内に申請要件をみだし、当協会の認定を受けなければならない。

第8条 継続審査手続の申請

- 1 JPUC 適正買取店は、第6条5項の有効期間満了後も JPUC 適正買取店として活動するときは、当協会が指定する継続審査手続の申請をしなければならない。
- 2 前項の申請をする適正買取店は、第6条5項の期間満了の90日前から30日前までの期間に、当協会に継続審査申請書および当協会が別に定める添付資料の提出をし、当協会が指定する期日までに情報管理費用の支払いをしなければならない。
- 3 当協会は、本条2項の継続審査手続の申請を経た JPUC 適正買取店について、第5条1項1号および3号、4号を除く各号の申請要件が具備されている場合は継続して認定する。なお、第5条1項4号については、認定後、当協会が実施する継続研修を受講しなければならない。
- 4 当協会は、前項をみたした JPUC 適正買取店を登録簿に登載する。

第9条 認定の取消し(適正買取店たる資格の喪失)

- 1 当協会は、JPUC 適正買取店である事業者またはその従業員が次のいずれかに該当した場合、認定の取消しの措置をすることができる。
 - (1) 申請要件の第5条1項の各号をみたさないと当協会が判断した者。但し、当協会に第7条の変更の届出された場合を除く。
 - (2) 第8条の継続手続の申請をしない者。

- (3) 解散、特別清算手続または破産手続が開始され、もしくは外国の法令上これと同様に扱われることになった者。
 - (4) JPUC 適正買取店申請に際し、申請内容について虚偽の内容を記載した者。
 - (5) 認定の有効期間中に第 8 条に定める継続審査手続の申請要件をみたしていないと当協会が判断した者。
 - (6) 認定の有効期間中に当協会の定款第 43 条に従い行動基準違反措置基準の措置及び実施を受けた者。又は買取行為に関して所轄官庁および適格消費者団体による是正命令等それに準ずる措置を受けた者。
- 2 JPUC 適正買取店は、前項各号に該当する事実が生じたときは、速やかにその旨を当協会に申告しなければならない。
 - 3 当協会は、本条 1 項の措置をしようとするときは、その JPUC 適正買取店に対して弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 本条 1 項の措置を受けた JPUC 適正買取店は、措置がされた日から 7 日以内に、当協会に対して異議の申立をすることができる。
 - 5 前項の異議が提起された場合、当協会は、理事会において再審査し、その決議によって異議の可否を決定する。
 - 6 本条 1 項の措置を受けた JPUC 適正買取店は、本条 4 項の期間が経過したときは、理由のいかんを問わず、当協会に対し不服申立もしくは、なんら請求をすることができない。
 - 7 当協会は、本条 1 項の措置が確定したとき（本条 4 項の期間が経過したとき、または 5 項による異議申立の却下があったとき）は、登録簿にその旨を登載し、ホームページでその内容を公表することができる。

第 3 章 制度の運営

第 10 条 当協会の継続教育と JPUC 適正買取店の研鑽義務

- 1 JPUC 適正買取店は、当協会が認める専門性の向上および職業倫理行動の定着を目的とした継続教育研修等を受けるよう努めなければならない。
- 2 JPUC 適正買取店は、本条 1 項の継続教育を忠実に受講するとともに、JPUC 適正買取店の相互交流と相互啓発による学習によって、自動車買取業の中核を担う者たるに相応しい能力の研鑽と専門知識の共有化に努めなければならない。

第 11 条 行動モニタリング

当協会は、以下の機会と方法により、継続的に JPUC 適正買取店の買取行動をモニタリングする。

- (1) 申請書、同添付資料の各記載内容と事実の符合性の確認。
- (2) ホームページへの JPUC 適正買取店登録簿登載内容の公開。

- (3) JPUC 適正買取店に関する問い合わせと回答。
- (4) 当協会および外部消費者相談窓口からの報告・通知。
- (5) 自動車取引に関わる団体・組織からの情報収集。
- (6) 当協会会員事業者からの申告。

第 12 条 買取活動援助

- 1 当協会および本制度に賛同する組織は、消費者および取引関係者に対し、本制度が消費者の保護と自動車買取業界の健全な発展に寄与する見地に立って、JPUC 適正買取店が買取活動を行うよう奨励するものであることをホームページ、機関紙等による広報等の方法により、買取活動を援助することができる。
- 2 当協会は、JPUC 適正買取店に対し、本制度に沿って買取活動を行う旨を表示した看板その他の販売用グッズを頒布することができる。

第 13 条 運営

- 1 当協会は、本制度を当協会事務局にて運営する。
- 2 事務局の本要綱に関する任務は以下のとおりとする。
 - (1) 倫理審査委員会への建議。
 - (2) JPUC 適正買取店に対する継続教育の方法の決定と実施。
 - (3) 登録簿の登載内容の決定と同登録簿の管理。
 - (4) 申請書の様式および添付資料の種類決定。
 - (5) その他、本制度の運用に関する重要事項の決定。

第 14 条 審査

- 1 当協会は、本制度の審査を倫理審査委員会を実施する。
- 2 倫理審査委員会の本要綱に関する任務は次のとおりとする。
 - (1) 本制度の運営についての意見具申。
 - (2) 第 9 条 1 項の措置に関する審査と措置内容の決定。
 - (3) 第 9 条 5 項の異議審査に関し、異議の当否についての意見具申。
 - (4) その他、第 9 条 1 項の措置に関する必要事項の調査検討。

第 4 章 補則

第 15 条 細則

本要綱にもとづく本制度の運用に必要な事項は、当協会事務局が細則をもって定める。

第 16 条 要綱の制定と改訂

本要綱の制定と改訂は、当協会事務局により行われ理事会で承認する。

附則

本要綱は、令和元年9月13日から施行する。

次ページをコピーして申請してください。

(記入例)

【様式第1号その1】

下欄赤字は申請事業者が記入してください。

J P U C 適正買取店認定制度 誓約書兼申請書

一般社団法人 日本自動車購入協会 殿

下記の通り JPUC 適正買取店認定の申請をいたします。

1. すべての自動車買取を行う買取店が申請要件をみたし、事業者（会社）単位で誓約すること。
2. 申請日から過去3年以内に、当協会からの警告以上の措置、または買取行為に関して消費者庁等からそれに準ずる措置を受けていないこと。ただし、行動基準「3.不適切な勧誘行為の禁止(5)」に関しては、文書注意以上の措置がないこと。
3. すべての買取店に当協会が実施する適正買取店研修の修了者が1名以上在籍していること。
4. すべての買取店の古物管理者が、申請日から遡り過去1年以内に実施された古物管理者講習会を受講していること。ただし、適正買取店研修修了者は受講したものとする。
5. 使用している買取契約書が、当協会の監修を受けているか、当協会のモデル約款を採用していること。
6. 行動基準を遵守すること、および消費者トラブルが起きた際には当協会の指導を受けることについて、誓約すること。
7. 事業者が運営するサイトに査定依頼の申込機能を有する場合、当協会の Web サイト監修を受けていること。
* サイトに査定依頼の申込機能を新設した場合は、2ヶ月以内に当協会の Web サイト監修を受けること。
8. 当協会のコールセンター車売却消費者相談室の電話番号を、事業者が運営するサイト、名刺、約款に記載していること。
9. 申請日から過去1年以内に当協会の車売却消費者相談室に入った相談案件に対して、入電から7営業日以内に対応が完了していること。ただし、消費者都合による対応遅延は除外とする。
10. 消費者からの1回の申込に対し、1日10回以上、電話による発信を行わないこと。

JPUC 適正買取店認定制度要綱を遵守するとともに、上記項目について、今後も遵守することを誓約します。

申請日：2019年 10月 1日

申請者の氏名又は事業者名称及び住所及び代表者名

株式会社 ○○○自動車

〒000-0000 ○○県○○市○○町 ○-○-○

電話番号 000-000-0000

代表取締役 ○○ ○○

印

※記載要領：太枠以外の欄には記載しないでください。

【事務局記入欄】

協会受理年月日	2019年 10月 10日	申請事業者	
約款監修		Web サイト監修	

【様式第 1 号その 1】

J P U C 適正買取店認定制度 誓約書兼申請書

一般社団法人 日本自動車購入協会 殿

下記の通り JPUC 適正買取店認定の申請をいたします。

1. すべての自動車買取を行う買取店が申請要件をみたし、事業者（会社）単位で誓約すること。
2. 申請日から過去 3 年以内に、当協会からの警告以上の措置、または買取行為に関して消費者庁等からそれに準ずる措置を受けていないこと。ただし、行動基準「3.不適切な勧誘行為の禁止(5)」に関しては、文書注意以上の措置がないこと。
3. すべての買取店に当協会が実施する適正買取店研修の修了者が 1 名以上在籍していること。
4. すべての買取店の古物管理者が、申請日から遡り過去 1 年以内に実施された古物管理者講習会を受講していること。ただし、適正買取店研修修了者は受講したものとする。
5. 使用している買取契約書が、当協会の監修を受けているか、当協会のモデル約款を採用していること。
6. 行動基準を遵守すること、および消費者トラブルが起きた際には当協会の指導を受けることについて、誓約をすること。
7. 事業者が運営するサイトに査定依頼の申込機能を有する場合、当協会の Web サイト監修を受けていること。
*サイトに査定依頼の申込機能を新設した場合は、2ヶ月以内に当協会の Web サイト監修を受けること。
8. 当協会のコールセンター車売却消費者相談室の電話番号を、事業者が運営するサイト、名刺、約款に記載していること。
9. 申請日から過去 1 年以内に当協会の車売却消費者相談室に入った相談案件に対して、入電から 7 営業日以内に対応が完了していること。ただし、消費者都合による対応遅延は除外とする。
10. 消費者からの 1 回の申込に対し、1 日 10 回以上、電話による発信を行わないこと。

JPUC 適正買取店認定制度要綱を遵守するとともに、上記項目について、今後も遵守することを誓約します。

申請日： 年 月 日

申請者の氏名又は事業者名称及び住所及び代表者名

印

申請書類確認欄

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 誓約書兼申請書【様式第 1 号その 1】 | <input type="checkbox"/> 本部担当者選任・変更届出書 |
| <input type="checkbox"/> 使用している買取契約書（原本） | <input type="checkbox"/> 適正買取店研修修了証の写し |
| <input type="checkbox"/> 買取店確認書【様式第 1 号その 2】 | |

※買取店が複数ある場合は、買取店数分の確認書が必要です。

※記載要領：太枠以外の欄には記載しないでください。

【事務局記入欄】

協会受理年月日	年 月 日	申請事業者	
約款監修		Web サイト監修	

次ページをコピーして申請してください。

(記入例)

【様式第1号その2】

下欄赤字は申請事業者が記入してください。

J P U C 適正買取店認定制度 買取店確認書

一般社団法人 日本自動車購入協会 殿

【様式第1号その1】の申請に本確認書を添付します。

申請日	2019年 10月 1日	買取店数	1 / 2
名称 (および屋号)	(フリガナ) カブシキガイシャ マルマルジドウシャ マルマルテン 株式会社 ○ ○ 自動車 ○ ○ 店		
所在地	(1枚目の住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない)		
	〒 000-0000 ○ ○ 都道 ○ ○ 市 区 府 県 町 村		
	○ ○ 町 1-2-3		
	電話 (000) 000 - 0000 番 Email : a b c 1 2 3 @ a b c . c o m		
本部担当者	(フリガナ)	カイトリ タロウ	
	氏名	買取 太郎	
申請要件保有者① <input checked="" type="checkbox"/> 店舗管理責任者	(フリガナ)	ハンバイ ジロウ	
	氏名	販売 二郎	生年月日 1970年 11月 23日
適正買取店研修	研修修了証番号	△△△△△△	発行日 2019年 ○○月 ○○日
申請要件保有者② <input type="checkbox"/> 店舗管理責任者	(フリガナ)	チュウコ ハジメ	
	氏名	中古 一	生年月日 1975年 5月 15日
適正買取店研修	研修修了証番号	△△△△△△	発行日 2019年 ○○月 ○○日
申請要件保有者③ <input type="checkbox"/> 店舗管理責任者	(フリガナ)		
	氏名		生年月日 年 月 日
適正買取店研修	研修修了証番号		発行日 年 月 日

※記載要領：太枠以外の欄には記載しないでください。

【事務局記入欄】

協会受理年月日	2019年 10月 10日	申請事業者	
買取店		申請要件	

【様式第1号その2】

J P U C 適正買取店認定制度 買取店確認書

一般社団法人 日本自動車購入協会 殿

【様式第1号その1】の申請に本確認書を添付します。

申請日	年 月 日	買取店数	/
名称 (および屋号)	(フリガナ)		
所在地	(1枚目の住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない)		
	〒	都 道	市 区
		府 県	町 村
	電話 ()	—	番
	Email :		
本部担当者	(フリガナ)		
	氏 名		
申請要件保有者① <input type="checkbox"/> 店舗管理責任者	(フリガナ)		
	氏 名		生年月日 年 月 日
適正買取店研修	研修修了証番号		発行日 年 月 日
申請要件保有者② <input type="checkbox"/> 店舗管理責任者	(フリガナ)		
	氏 名		生年月日 年 月 日
適正買取店研修	研修修了証番号		発行日 年 月 日
申請要件保有者③ <input type="checkbox"/> 店舗管理責任者	(フリガナ)		
	氏 名		生年月日 年 月 日
適正買取店研修	研修修了証番号		発行日 年 月 日

※記載要領：太枠以外の欄には記載しないでください。

【事務局記入欄】

協会受理年月日	年 月 日	申請事業者	
買取店		申請要件	

次ページをコピーして申請してください。

(記入例)

【様式第2号】

下欄赤字は申請事業者が記入してください。

J P U C 適正買取店 届出内容変更報告書

一般社団法人 日本自動車購入協会 殿

事業者 株式会社〇〇自動車

本部担当者 〇〇〇〇 (印)

以下の通り変更いたします。

※買取店名称は必ず記入し、その他欄は変更内容のみ記載してください。

買取店	申請日	2020年 2月 5日		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 閉鎖		
	名称 (および屋号) ※必須	(フリガナ) カブシキガイシャ マルマルジドウシャ マルマルテン 株式会社 〇 〇 自動車 〇 〇 店				
	所在地	(1枚目の住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇 〇 都道 〇 〇 (市) 区 府 (県) 町 村 〇 〇 町 1-2-3				
		電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇 番				
Email : a b c 1 2 3 @ a b c . c o m						
店舗管理責任者	新	氏名	(フリガナ) テキセイ イチロウ 適正 一郎			
		生年月日	(西暦) 1974年 12月 25日			
		適正買取店研修修了証番号	〇〇〇〇〇〇	発行日	2019年 00月 00日	
	旧	氏名	(フリガナ) ハンバイ ジロウ 販売 二郎			
生年月日		(西暦) 1970年 11月 23日				
使用買取契約書変更		00-0001 から A00001 に変更		<input checked="" type="checkbox"/> 買取契約書原本添付確認		

※記載要領

- 1 太枠以外の欄には記載しないでください。
- 2 買取契約書を変更する場合は、変更後の買取契約書原本を添付してください。

【事務局記入欄】

協会受理年月日	2020年 2月 10日	申請事業者	
買取店		買取契約書	

【様式第2号】

J P U C 適正買取店 届出内容変更報告書

一般社団法人 日本自動車購入協会 殿

事業者

本部担当者

印

以下の通り変更いたします。

※買取店名称は必ず記入し、その他欄は変更内容のみ記載してください。

買取店	申請日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 閉鎖			
	名称 (および屋号) ※必須	(フリガナ)				
	所在地	(1枚目の住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない) 〒 都 道 市 区 府 県 町 村				
	電話 () ー 番					
Email :						
店舗管理責任者	新	氏 名	(フリガナ)			
		生年月日	(西暦) 年 月 日			
	適正買取店研修修了証番号		発行日	年 月 日		
	旧	氏 名	(フリガナ)			
生年月日		(西暦) 年 月 日				
使用買取契約書変更			<input type="checkbox"/> 買取契約書原本添付確認			

※記載要領

- 1 太枠以外の欄には記載しないでください。
- 2 買取契約書を変更する場合は、変更後の買取契約書原本を添付してください。

【事務局記入欄】

協会受理年月日	年 月 日	申請事業者	
買取店		買取契約書	

次ページをコピーして申請してください。

(記入例)

【様式第 3 号】

下欄赤字は申請事業者が記入してください。

J P U C 適正買取店 継続審査手続申請書

一般社団法人 日本自動車購入協会 殿

以下の通り JPUC 適正買取店認定継続審査手続きを申請いたします。

1. すべての自動車買取を行う買取店が申請要件をみだし、事業者（会社）単位で誓約すること。
 2. 申請日から過去 3 年以内に、当協会からの警告以上の措置、または買取行為に関して消費者庁等からそれに準ずる措置を受けていないこと。ただし、行動基準「3.不適切な勧誘行為の禁止(5)」に関しては、文書注意以上の措置がないこと。
 3. すべての買取店に当協会が実施する適正買取店研修の修了者が 1 名以上在籍していること。
 4. すべての買取店の古物管理者が、認定後、当協会が実施する継続研修を受講していること。
 5. 使用している買取契約書が、当協会の監修を受けているか、当協会のモデル約款を採用していること。
 6. 行動基準を遵守すること、および消費者トラブルが起きた際には当協会の指導を受けることについて、誓約すること。
 7. 事業者が運営するサイトに査定依頼の申込機能を有する場合、当協会の Web サイト監修を受けていること。
*サイトに査定依頼の申込機能を新設した場合は、2ヶ月以内に当協会の Web サイト監修を受けること。
 8. 当協会のコールセンター車売却消費者相談室の電話番号を、事業者が運営するサイト、名刺、約款に記載していること。
 9. 申請日から過去 1 年以内に当協会の車売却消費者相談室に入った相談案件に対して、入電から 7 営業日以内に対応が完了していること。ただし、消費者都合による対応遅延は除外とする。
 10. 消費者からの 1 回の申込に対し、1 日 10 回以上、電話による発信を行わないこと。
- JPUC 適正買取店認定制度要綱を遵守するとともに、上記項目について、今後も遵守することを誓約します。

- 当社は、継続審査要件について内容変更報告の項目はありません。
- 申請時の内容に変更がありましたので、別添 [様式第 2 号] のとおり変更いたします。

申請日：2021 年 10 月 1 日

申請者の氏名又は事業者名称及び住所及び代表者名

株式会社 ○○○自動車

〒000-0000 ○○県○○市○○町○-○-○

電話番号 000-000-0000

代表取締役 ○○ ○○

印

※記載要領：太枠以外の欄には記載しないでください。

【事務局記入欄】

協会受理年月日	2021 年 10 月 10 日	申請事業者	
約款監修		Web サイト監修	

【様式第 3 号】

JPUC 適正買取店 継続審査手続申請書

一般社団法人 日本自動車購入協会 殿

以下の通り JPUC 適正買取店認定継続審査手続を申請いたします。

1. すべての自動車買取を行う買取店が申請要件をみたし、事業者（会社）単位で誓約すること。
2. 申請日から過去 3 年以内に、当協会からの警告以上の措置、または買取行為に関して消費者庁等からそれに準ずる措置を受けていないこと。ただし、行動基準「3.不適切な勧誘行為の禁止(5)」に関しては、文書注意以上の措置がないこと。
3. すべての買取店に当協会が実施する適正買取店研修の修了者が 1 名以上在籍していること。
4. すべての買取店の古物管理者が、認定後、当協会が実施する継続研修を受講していること。
5. 使用している買取契約書が、当協会の監修を受けているか、当協会のモデル約款を採用していること。
6. 行動基準を遵守すること、および消費者トラブルが起きた際には当協会の指導を受けることについて、誓約すること。
7. 事業者が運営するサイトに査定依頼の申込機能を有する場合、当協会の Web サイト監修を受けていること。
*サイトに査定依頼の申込機能を新設した場合は、2ヶ月以内に当協会の Web サイト監修を受けること。
8. 当協会のコールセンター車売却消費者相談室の電話番号を、事業者が運営するサイト、名刺、約款に記載していること。
9. 申請日から過去 1 年以内に当協会の車売却消費者相談室に入った相談案件に対して、入電から 7 営業日以内に対応が完了していること。ただし、消費者都合による対応遅延は除外とする。
10. 消費者からの 1 回の申込に対し、1 日 10 回以上、電話による発信を行わないこと。

JPUC 適正買取店認定制度要綱を遵守するとともに、上記項目について、今後も遵守することを誓約します。

- 当社は、継続審査要件について内容変更報告の項目はありません。
- 申請時の内容に変更がありましたので、別添 [様式第 2 号] のとおり変更いたします。

申請日： 年 月 日

申請者の氏名又は事業者名称及び住所及び代表者名

印

申請書類確認欄

- 継続審査手続申請書【様式第 3 号】 適正買取店研修修了証の写し
- 届出内容変更報告書【様式第 2 号】

※記載要領：太枠以外の欄には記載しないでください。

【事務局記入欄】

協会受理年月日	年 月 日	申請事業者	
約款監修		Web サイト監修	

次ページをコピーして申請してください。

(記入例)

下欄赤字は申請事業者が記入してください。

一般社団法人 日本自動車購入協会 殿

2019年 10月 1日

事業者 株式会社〇〇自動車

代表者 ○○○○ 印

本部担当者選任・変更届出書

以下の通り本部担当者の(選任・変更)届出をいたします。

本部担当者	(フリガナ)	カイトリ タロウ
	氏名	買取 太郎
	所属 職位	ご記入ください
	連絡先	080-1234-5678
	Email :	def456@abc.com

JPUC 適正買取店制度の申請等に関わる本部担当者となります。認定に関わるすべての用件の担当窓口とさせていただきます。

※本部担当者に変更になった場合は、14日以内に事務局に提出してください。

【事務局記入欄】

協会受理年月日	2019年 10月 10日
---------	---------------

一般社団法人 日本自動車購入協会 殿

年 月 日

事業者

代表者

印

本部担当者選任・変更届出書

以下の通り本部担当者の（選任・変更）届出をいたします。

本部担当者	(フリガナ)	
	氏 名	
	所 属 職 位	
	連絡先	
	Email :	

JPUC 適正買取店制度の申請等に関わる本部担当者となります。認定に関わるすべての用件の担当窓口とさせていただきます。

※本部担当者に変更になった場合は、14 日以内に事務局に提出してください。

【事務局記入欄】

協会受理年月日	年 月 日
---------	-------

適正買取店認定制度 料金一覧表 (消費税込み)

1. 約款監修費用 (変更時も同様)

	約款監修	JPUC モデル約款・ 買取契約書採用
事業者	55,000 円～110,000 円	監修費用なし

2. Web サイト監修費用 (変更時も同様)

JPUC 会員事業者	0 円
非会員事業者	22,000 円

3. 認定申請費用

JPUC 会員事業者	22,000 円
非会員事業者	44,000 円

4. 研修受講費用

JPUC 会員事業者	9,900 円／1 人
非会員事業者	19,800 円／1 人

5. 継続時、情報管理費用 (更新は2年ごと)

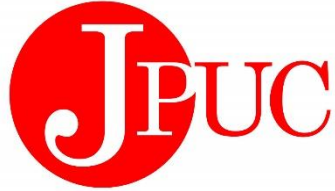
JPUC 会員事業者	11,000 円
非会員事業者	22,000 円

6. 継続時、eラーニング費用 (更新は2年ごと)

JPUC 会員事業者	3,300 円／1 人
非会員事業者	6,600 円／1 人

※消費税込みの料金表示に変更

2021 (令和 3) 年 3 月 8 日



一般社団法人日本自動車購入協会

〒141-0031

東京都品川区西五反田 8-4-15

グリンデル広小路ビル 2 階

T E L 03-6862-8001

F A X 03-6862-8002